

奈良県告示第三百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十四条第一項の規定による試掘等（以下「試掘等」という。）の許可を与えようとするので、同項の規定により次のとおり土地の所有者及び占有者に意見を述べる機会を与える。

平成二十九年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可を与えようとする試掘等

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 試掘等を行う者の名称及び所在地

委任者 国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所

五條市三在町一六八一番地

受任者 中電技術コンサルタント株式会社関西営業所

大阪市淀川区宮原四丁目一番四五号

3 事業の種類

紀伊山地特定緊急砂防事業

4 試掘等を行う目的

紀伊山地特定緊急砂防事業の準備に係る測量及び地質調査

5 試掘等を行う地点

吉野郡十津川村大字内原七一九番一及び七二一番

6 試掘等に必要な土地の種類及び面積

(一) 吉野郡十津川村大字内原七一九番一

(1) 種類 山林

(2) 面積 六百平方メートル

(二) 吉野郡十津川村大字内原七二一番

(1) 種類 山林

(2) 面積 八万五千三百平方メートル

7 障害物の種類及び数量

(一) 種類 倒木等一式

(二) 数量 八万五千九百平方メートル

8 試掘等の方法及び範囲

(一) 吉野郡十津川村大字内原七一九番一

(1) 方法 ボーリング調査（直径六十六ミリメートル、オールコア、深さ十メートル）及び資材搬入用運搬路の設置

(2) 範囲 別紙図面に表示する範囲

(二) 吉野郡十津川村大字内原七二一番

(1) 方法 ボーリング調査（直径六十六ミリメートル、オールコア、深さ八十メートル）、物理探査作業（受振点間隔五メートル、起振点間隔三十メートル、測線長五百メートル、測線長八百メートル）及び資材搬入用運搬路の設置

(2) 範囲 別紙図面に表示する範囲

9 試掘等を行う期間

平成二十九年二月一日から同年三月三十一日まで

二 意見書の提出期限及び提出先

1 提出期限 平成二十九年一月十九日

2 提出先 奈良市登大路町三〇番地 奈良県県土マネジメント部用地対策課用地対策係

（別紙図面は省略し、奈良県県土マネジメント部用地対策課に備え置いて縦覧に供する。）